

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）

改正案

現行

<p>（遺族給付金に係る倍数） 第六条 法第九条第一項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定めるものとする。 一 遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて、当該イ又はロに定める倍数 イ 当該生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時八歳未満であつた者が含まれていない場合 次の(1)から(4)までに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める倍数 (1) 一人 千五百三十（当該生計維持関係遺族が次項第一号に掲げる者（犯罪行為が行われた当時、五十五歳以上であり、又は国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた者に限る。）である場合にあつては、千七百五十） (2) 二人 二千十 (3) 三人 二千二百三十 (4) 四人以上 二千四百五十 ロ イに掲げる場合以外の場合 イ(1)から(4)までに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める倍数に、次の(1)から(8)までに定める数を合計した数を加えた倍数 (1) 犯罪行為が行われた当時八歳未満であつた生計維持関係遺族の人数に応じ、次の表に定める数</p> <table border="1" data-bbox="183 313 279 1075"> <tr> <td>一人</td> <td>数</td> <td>数</td> </tr> <tr> <td>一人</td> <td>数</td> <td>百五十三</td> </tr> </table>	一人	数	数	一人	数	百五十三	<p>（遺族給付金に係る倍数） 第六条 法第九条第一項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定めるものとする。 一 遺族給付金の支給を受けることができる遺族に生計維持関係遺族が含まれている場合 次のイからニまでに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該イからニまでに定める倍数 イ 一人 千五百三十（当該生計維持関係遺族が次項第一号に掲げる者（犯罪行為が行われた当時、五十五歳以上であり、又は国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた者に限る。）である場合にあつては、千七百五十） ロ 二人 二千十</p>
一人	数	数					
一人	数	百五十三					

	二人	二百一
	三人	二百二十三
	四人以上	二百四十五
(2)	生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時七歳未満 じ、(1)の表に定める数	
(3)	生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時六歳未満 であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に じ、(1)の表に定める数	
(4)	生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時五歳未満 であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に じ、(1)の表に定める数	
(5)	生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時四歳未満 であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に じ、(1)の表に定める数	
(6)	生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時三歳未満 であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に じ、(1)の表に定める数	
(7)	生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時二歳未満 であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に じ、(1)の表に定める数	
(8)	生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時一歳未満 であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に じ、(1)の表に定める数	
二	(削除)	
二	(削除)	
2	(略)	

第七條 (法第九條第二項の政令で定める期間)
法第九條第二項の政令で定める期間は、三年とする。

	八	三人	二千二百三十
	二	四人以上	二千四百五十
二	(略)		

第七條 (法第九條第二項の政令で定める期間)
法第九條第二項の政令で定める期間は、一年とする。

(法第九条第二項の政令で定める額)

第十一条 犯罪被害者が第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合における法第九条第二項の政令で定める額は、給付期間における療養（第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となるべきものに限る。）のそれぞれに現に要した費用の額（当該療養のための入院が特定入院に該当する場合における最終月（給付期間の末日の属する月をいう。次項において同じ。）の当該特定入院に係る療養については、次項第二号の規定の例により算出した額）を合算した額とする。ただし、一月当たり八万百円（当該療養のあつた月以前の十二月以内に、この項ただし書の規定の適用を受けて一月当たりの額が定められる月（当該療養のあつた月を除く。）が三以上ある場合にあつては、当該療養のあつた月については、四万四千四百円）を超えない。

2
(略)

(法第十二条第一項の政令で定める額)

第十六条 法第十二条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる法第十条第一項の申請の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 三
(略)

(法第九条第二項の政令で定める額)

第十一条 犯罪被害者が第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合における法第九条第二項の政令で定める額は、給付期間における療養（第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となるべきものに限る。）のそれぞれに現に要した費用の額（当該療養のための入院が特定入院に該当する場合における最終月（給付期間の末日の属する月をいう。次項において同じ。）の当該特定入院に係る療養については、次項第二号の規定の例により算出した額）を合算した額とする。ただし、一月当たり八万百円（給付期間内に、一月当たりの当該合算した額が八万百円を超える月数が三月以上ある場合にあつては、その三月に達した月の翌月以降の月については、一月当たり四万四千四百円）を超えない。

2
(略)

(法第十二条第一項の政令で定める額)

第十六条 法第十二条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる法第十条第一項の申請の区分に応じ、当該各号に定める額の三分の一に相当する額とする。

一 三
(略)